

「スマセイダイレクトサービス規定」の誤植訂正のお知らせ

「スマセイダイレクトサービス規定」の一部に、記載内容の誤植があることが判明しました。

下記訂正いたしますとともに、謹んでみなさまにお詫び申し上げます。
今後、同様のことが発生しないように細心の注意を払ってまいります。

記

誤植箇所

第4条（インターネットによる照会・請求・取引）

正	誤
<p>①本サービス利用会員が、本条に定めるインターネットによる照会・請求・取引をする場合、会社の定める特定の会員は、会社の定める方法により、会員指定のIDおよびパスワードを登録することができます。ただし、次のいずれかに該当するIDおよびパスワードは、登録することができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 数字のみのIDおよびパスワード 2. 英字のみのIDおよびパスワード 3. その他会社が定めるIDおよびパスワード <p>②前項にかかわらず、本サービス利用会員が、会社の定める取引等をする場合には、会社の定める方法により、パスワードおよび保険契約ごとの特定取引用暗証番号を登録する必要があります。この場合に、登録することができない特定取引用暗証番号については、第3条（本サービスの利用）第5項各号を準用します。</p>	<p>①本サービス利用会員が、本条に定めるインターネットによる照会・請求・取引をする場合、会社の定める特定の会員は、会社の定める方法により、会員指定のIDおよびパスワードを登録することができます。ただし、次のいずれかに該当するIDおよびパスワードは、登録することができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 数字のみのIDおよびパスワード 2. 英字のみのIDおよびパスワード 3. その他会社が定めるIDおよびパスワード <p>②前項にかかわらず、本サービス利用会員が、会社の定める取引等をする場合には、会社の定める方法により、パスワードおよび保険契約ごとの特定取引用暗証番号を登録する必要があります。この場合に、登録することができない特定取引用暗証番号については、第3条（本サービスの利用）第4項各号を準用します。</p>

※改定後全文は[こちら](#)をご覧ください。

以 上